

平成19年度 一級建築士の懲戒処分について（第2回）

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第4条第2項の規定により、なお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定による処分をしたので、次のとおり公表します。

記

- 1 処分をした年月日
平成19年9月4日
 - 2 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
大場正明 一級建築士 第101328号
 - 3 処分の内容
免許取消
 - 4 処分の原因となった事実
建築物（戸建住宅12戸）の設計者として、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行った。
-
- 1 処分をした年月日
平成19年9月4日
 - 2 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
河井幸雄 一級建築士 第183881号
 - 3 処分の内容
業務停止3月
 - 4 処分の原因となった事実
建築物（戸建住宅1戸）の設計者として、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行った。